

○大府市協働企画提案事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市協働企画提案事業交付金（以下「交付金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「協働企画提案事業」とは、市が設定したテーマに基づいた事業の企画及び提案を公募し、大府市協働推進委員会で適当と認められた場合に、各団体と市が協働で実施する事業をいう。

(対象団体)

第3条 交付金の交付の対象となる団体は、営利を目的としないで市民活動を行う団体のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事務所又は活動拠点を有し、市民の自主的若しくは自発的な参加により行われる活動を市内で継続的に行っているか、又はこれから行う予定の団体であること。
- (2) 組織の運営に関する規則（規約、会則等を含む。）及び会員名簿があり、団体及び実施する事業の責任者が特定できること。
- (3) 3人以上の会員で組織していること。
- (4) 予算及び決算を適正に行っており、事業の成果報告及び会計報告ができる能力を有していること。
- (5) 当該事業を遂行できる能力又は実績を有していること。
- (6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）にある者若しくはその候補者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員及びその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にある団体でないこと。

(対象事業)

第4条 交付金の交付の対象となる協働企画提案事業（以下「対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 公益的及び社会貢献的な事業であって、協働事業を提案する団体と市が協働して取り組むことにより地域課題又は社会的課題の解決が図られる事業
- (2) 市民の満足度が高まり、具体的な効果又は成果が期待できる事業
- (3) 協働の役割分担が明確かつ妥当で、相乗効果が高まる事業
- (4) 協働事業を提案する団体が実施することが可能である事業

(5) 先進性、先駆性等工夫やアイデアがあり、新しい視点からの取り組みである事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業は、対象事業としない。

(1) 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業

(2) 学術的な研究又は事業実施を伴わない調査を目的とする事業(政策の提案又は政策の立案のための調査等)

(3) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業

(4) 対象者が市外の者であること等、事業の主たる効果が市外で生じる事業

(対象経費)

第5条 交付金の交付の対象となる経費は、対象事業に係る経費(役員及び会員の人件費及び食糧費並びに備品購入費を除く。)とする。

(交付金の額)

第6条 交付金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

2 交付金は、1団体1事業当たり3年を限度として交付する。

(交付の申請)

第7条 交付金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める日までに、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 企画提案書

(2) 団体の規約又は定款

(3) 団体の役員名簿

(4) その他市長が必要と認める書類

(審査)

第8条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかに、大府市協働推進委員会に審査を依頼しなければならない。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による審査において、交付金の交付が適当と認められたときは、交付金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付の決定に当たり、交付金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、当該決定に必要な条件を付することができる。

3 市長は、前2項の規定により交付金の交付を決定したとき、及びその決定に条件を付したときは、補助金等交付決定通知書により、その決定事項及び条件を申請者に通知するものとする。

4 市長は、交付金の不交付を決定したときは、書面により、その旨を申請者に通知するものとする。

(計画の変更)

第10条 前条第1項の規定により交付金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、第7条の申請書の内容に変更がある場合(廃止又は中止を含む。)は、速やかに、補助事業等計画変更届を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、対象事業が完了した場合、又は対象事業の廃止若しくは中止の承認を受けたとき（以下「完了等」という。）は、完了等の日から30日以内又は第9条第3項の通知書を受けた日の属する年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業成果書

(2) 事業実施に当たり作成し、又は配布したパンフレット、チラシ、ポスター等参考となる資料

(3) 事業の実施状況が分かる写真

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の報告書を提出した者は、市長が別に定める日に、公開の場において、対象事業の実績を報告しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。